

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年1月15日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年1月15日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨシヅヤ笠松店

羽島郡笠松町如月町18番地　外6筆

2 意見の概要

住民の意見

- ・廃棄物関係について
- ・店舗の運営方法について
- ・騒音について
- ・児童生徒の安全確保について
- ・交通について
- ・その他